

# 国際機構法シラバス

教授 濱本 正太郎

<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp>

hamamoto@law.kyoto-u.ac.jp

## 配当学年

「国際機構法」は、昨年度より 3・4 回生配当に変更された。今年度より、「国際機構法」の講義は、受講生が「国際法第一部」および「国際法第二部」を履修済みである（あるいは並行して履修している）ことを前提にして行う。

## 講義目標

プロセスとしての international organization（国際社会の組織化）と被造物としての international organization（国際機構）との法的意義を検討することを通じて、国際関係を法的に把握する力を獲得する。

より具体的には、以下を目標とする。

- 国際社会の形成過程を法的観点から説明できる。
- 国際機構の基本的構造を法的に説明できる。
- 国際連盟・国際連合など主要な普遍的機構、EU や ASEAN など主要な地域的機構につき、役割・機能を法的に説明できる。

## 講義の進め方

予習と教室内での議論とからなる。復習はそれぞれのやり方に委ねる。

毎回、予習課題をウェブサイトに掲載する。講義に出てくるまでに予習課題に取り組み、その過程で疑問が生じた場合は、予習課題に示された参考文献やネットで調べて、それでも解決できない疑問を明確にしておく。

講義時間は、予習課題やその他の資料を読むだけでは解決できない問題につき、受講生や教員と議論を重ねることにより少しでも理解を深めるために用いられる。教室には議論に参加するために来る、という意識を持って頂きたい。

予習課題からリンクされている資料は講義で用いることが多い。タブレットや携帯などでも構わないので、講義中に参照できるようにしておくこと。

## 注意事項

講義の録音は、いかなる理由によるものであれ、認めない。

## 参考文献

各回の講義に関係する参考文献は、毎回の講義前にウェブサイトに掲載する予習課題に引用される。以下は、講義全般に関する参考文献である。

**教科書** 指定しない。必要な資料は配付（またはダウンロードを指示）する。

**判例集** [国際司法裁判所](#)など国際裁判所の判決等は英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。概要を日本語で読みたい場合は、

- 松井芳郎（編）『判例国際法（第2版）』（東信堂、2006年）
- 小寺彰ほか（編）『国際法判例百選（第2版）』（有斐閣、2011年）

が便利である。

**条約集** 講義で用いる条約は、英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。日本語訳を参照したい場合は、

- 田中則夫ほか（編）『ベーシック条約集 2015』（東信堂、2015年）
- 奥脇直也・小寺彰（編）『国際条約集 2015年版』（有斐閣、2015年）

のいずれかを薦める。

国際機構法に特化した日本語訳条約集として、

- 香西茂・安藤仁介（編集代表）『国際機構条約・資料集（第2版）』（東信堂、2002年）
- がある。ただし、かなり古くなっている。

条約の探し方一般については、濱本ウェブサイトの「[国際法・国際機構法 受講生のための学習資源](#)」を参照のこと。

**参考書** [国際機構法全般](#)

- 佐藤哲夫『国際組織法』（有斐閣、2005年）
- 家正治ほか（編）『国際機構〔第4版〕』（世界思想社、2009年）
- 最上敏樹『国際機構論〔第2版〕』（東京大学出版会、2006年）
- Jan Klabbers, *An Introduction to International Organizations Law*, 3rd ed., Cambridge, Cambridge University Press, 2015.（間もなく法図で利用できるようになります。）
- Matthias Ruffert & Christian Watler, *Institutionalised International Law*, Oxford, Hart Publishing, 2015.（間もなく法図で利用できるようになります。）

- Evelyne Lagrange & Jean-Marc Sorel, *Droit des organisations internationales*, Paris, LGDJ, 2013.
- Michael P. Scharf & Paul R. Williams, *The Law of International Organizations*, Durham, California Academic Press, 2013.
- Henry G. Schermers & Niels M. Blokker, *International Institutional Law*, 5th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2011.
- Jan Klabbers & Åsa Wallendahl eds., *Research Handbook on the Law of International Organizations*, Cheltenham, Elgar, 2011.
- Philippe Sands & Pierre Klein, *Bowett's Law of International Institutions*, 6th ed., London, Sweet & Maxwell, 2009.

### 政治学の観点から見た国際機構

- 城山英明『国際行政論』（有斐閣、2013年）
- 内田孟男『国際機構論』（ミネルヴァ書房、2013年）
- 福田耕治『国際行政学（新版）』（有斐閣、2012年）

### 国連

- 藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998年）
- Bruno Simma ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., 2 vols., Oxford, Oxford Univ.Pr., 2012.
- Jean-Pierre Cot & Alain Pellet, sous la direction de, *La Charte des Nations Unies: Commentaire article par article*, 3<sup>e</sup> éd., 2 tomes, Paris, Economica, 2005.
- Benedetto Conforti & Carlo Focarelli, *The Law and Practice of the United Nations*, 4th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2010.
- Robert Kolb, *Introduction au droit des Nations Unies*, Bâle, Helbing Lichtenhahn, 2008.（一部につき英訳あり。Robert Kolb, *An Introduction to the Law of the United Nations*, Oxford, Hart, 2010.）

### 国際法

- 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011年）

### 辞典

[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照

### **その他参考文献**

文献資料の探し方一般について、[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照のこと。

### **主要な国際機構一覧**

外務省 [国際機関](#)

## 講義計画

\*\*\*\*\*

第1部 国際機構法前史

第2部 国際機構の活動例

第3部 国際機構法総論

第4部 地域統合

\*\*\*\*\*

- 講義では、以下に示す問題を中心に扱う。
- 毎回の講義の前に、予習課題をウェブサイトに掲載する。予習課題は、当該回に扱う問題について基本的予備情報を提供するものであり、さらに考えを深める手がかりとなる参考文献も示す。

### 第1部 国際機構法前史

#### 1. 「主権」概念誕生前

- ヨーロッパ 聖と俗のピラミッド
- 東アジア 「天」の下を治める「天子」
- イスラーム イスラームの家と戦争の家

#### 2. 「主権」概念誕生とその後

- ヨーロッパ 「主権」誕生の経緯
- 中南米 ヨーロッパ国際法普遍化の開始
- イスラーム capitulation の意味変化
- 東アジア 不平等と認識されなかった「不平等」条約

#### 3. 機構の初期形態 背景・機能・法的地位

- 国際会議
- 国際行政連合
- 国際河川委員会 ドナウ川河川委員会勧告的意見
- 国際連盟
- 戦時共同行政

#### 4. 枢軸国の国際秩序構想

- 「広域」における国家の位置
- 「大東亜共栄圏」構想における「世界平和機構」案

5. United Nations の国際秩序構想

- 戦争原因の極小化（についての西側構想） ブレトンウッズ体制
- 発生してしまう戦争への対応 集団安全保障 連盟との違い

**第 2 部 国際機構の活動例——国際法第一部・第二部で扱われていない例から**

1. 経済(1) 通商

- 経緯 ITO, GATT, WTO
- 規範定立 条約作成・ラウンド
- 規範適用・紛争予防
- 紛争処理
- 地域主義の台頭

2. 経済(2) 投資

- 規範定立 OECD の試み
- 保険 MIGA
- 紛争処理 ICSID
- 調査研究 UNCTAD, OECD

3. 経済(3) 通貨・金融

- IMF の機能の変遷
- 融資 コンディショナリティ
- 規範定立 バーゼル委員会 国際機構でない組織の機能の仕方

4. 開発

- 規範定立 国連総会 新国際経済秩序、MDGs、SDGs
- 規範定立 OECD-DAC
- 融資 世界銀行 その「非政治性」
- 融資 地域開発銀行 存在理由

5. 労働 ILO

- 三者構成
- 規範定立 条約・勧告
- 規範適用 ILO による監視
- 規範適用 申立制度

## 6. 保健 WHO

- 規範定立 規範の拘束力
- 感染症分野における活動

まとめ 国際機構の様々な機能

- 議論・交渉の場の提供
- 規制・行政
- 紛争処理・平和維持

## 第3部 国際機構法総論

### 1. 成立・法人格

- 国際機構が「国際法人格」を有することの意味 国連損害賠償勧告的意見
- 国際機構でなかったものが国際機構になる条件 BIS 仲裁
- 国際機構とそうでないものとの区別 Inter-Parliamentary Union, ICRC, CIO, WADA, ICANN, ISO,...

### 2. 参加

- 構成員資格 国連加盟勧告的意見、国連加盟総会権限勧告的意見
- 構成員 国際機構の構成員としての国際機構 EU の扱い
- 構成員の代表 中国代表権問題
- 構成員の地位の承継 セルビアの地位 武力行使合法性先決的抗弁判決、ジェノサイド条約適用（ボスニア）本案判決、ジェノサイド条約適用（クロアチア）先決的抗弁判決
- 構成員ではない者の参加 パレスティナ・NGO
- 脱退

### 3. 内部構造

- 機関(organ)と機構(organization)との違い UNCTAD, UNIDO,...
- 機関と専門機関(specialized institution)との違い
- 主要機関と補助機関との違い
- 国際公務員の職務・地位 Mazilu 勧告的意見、Cumaraswamy 勧告的意見、Straus-Kahn 決定
- 国際公務員の手続的身分保障 国際行政裁判所

4. 意思決定制度

- 多数決 多様な多数決制度それぞれの根拠
- コンセンサスの意義

5. 権限（1）——権限の根拠と限界

- 委譲理論
- 黙示的権限 損害賠償勧告的意見・国連行政裁判所判決の効果勧告的意見
- 有効性の推定と限界 ある種の経費勧告的意見
- 権限踰越の場合 WHO 核兵器勧告的意見

6. 権限（2）——規範（派生法）定立

- opt-out 可能な拘束的規範 WHO, ICAO
- 安保理による拘束的決定
- 安保理による拘束的決定に基づく決定 制裁委員会・領域暫定統治
- 安保理による「立法」
- 勧告
- （勧告 慣習法形成における役割 →国際法第一部）

7. 権限（3）——規範内容実現

- 履行監視 特に法的拘束力なき規範に関して ILO
- 勧告的意見の利用 核兵器合法性（総会要請）勧告的意見、パレスティナの壁勧告的意見、コソヴォ独立宣言勧告的意見、深海底開発保証国責任 ITLOS 勧告的意見、IUU 漁業に関する旗国の責任 ITLOS 勧告的意見
- 制裁 資格停止・除名
- 制裁 安保理による「制裁」の性格付け

8. 国家の側から見た権限論（1）——構成国の誠実協力義務

- EU 法における誠実協力義務の展開
- 捕鯨判決の影響 非拘束的規範の効果

9. 国家の側から見た権限論（2）——国際機構設立文書 「普通の」条約との異同

- 国家間合意としての条約・国際法人の法的根拠としての設立文書
- 条約解釈における異同
- 条約改正における異同

1 0. 国家の側から見た権限論 (3) ——国際機構の免除

- 免除の根拠 国家免除との異同
- 国内裁判管轄権からの免除 国連大学事件
- 裁判を受ける権利と免除 Wait 判決、WEU 判決、アフリカ開発銀行判決、スレブレニツァの母 (対国連) 判決

1 1. 責任 (1) ——国際機構の責任 特に帰属について

- 問題のありか Nissan 判決 第一審から第三審までのぶれ
- 判断の変遷 Behrami/Saramati 判決、2 つの Al-Jedda 判決、Nuhanović 判決、スレブレニツァの母判決 (対オランダ)

1 2. 責任 (2) ——国際機構に関する責任

- 国際機構に授権した国家の責任 Matthews 判決
- 国際機構が定立する拘束的規範を履行する国家の責任 Bosphorus 判決、Kadi 判決、Sayadi 見解、Nada 判決

1 3. 紛争処理 (1) ——国際機構設立文書・派生法に基づく手続

- 構成国と国際機構との紛争
  - 国家間訴訟 ICAO 理事会の権限判決
  - ICJ 勧告的意見 IMCO 海上安全委員会の構成勧告的意見、国連本部協定勧告的意見
  - 国際金融機構における手続
- 私人と国際機構との紛争
  - 不服申立制度 世界銀行 Inspection Panel の性格付け
  - 国際機構の権限問題 ICTY: Tadić 判決
  - 国際機構の責任問題 国連平和維持活動により私人に生じた損害に関する紛争処理手続をめぐる議論

1 4. 紛争処理 (2) ——国際機構外部の手続 国家と国際機構との紛争

- 国家間訴訟の利用——設立文書に定めがない場合 Lockerbie 事件
- 拘束力ある判断を下す手続が利用できない場合 Lockerbie 事件へのアフリカ諸国の対応、ICC とアフリカ諸国



#### 1 5. 消滅と承継

- 消滅手続 設立文書に規定のない場合 国際連盟
- 休眠状態にある国際機構の地位 KEDO
- 承継 合意がない場合 南西アフリカ勧告的意見
- 国際機構の民営化 INTELSAT, INMALSAT

### 第 4 部 地域統合

#### 1. EU

- 国際機構でも国家でもない *sui generis* な存在？
- 規範定立プロセス 議会・理事会・委員会
- 規範の性質 EU 法に基づく優越性と直接適用可能性
- 法適用・執行 裁判所の役割

#### 2. ASEAN

- “ASEAN way”から法化へ その理由
- ASEAN 経済共同体 EU との比較

以上